

〔検討事項〕 □委員長の責務

1. 考え方について

- ①委員会の委員長は、中立・公正な立場で、効率的な議事の運営に努め、委員会の議事を整理し、秩序を保持しなければならない。
- ②委員長は、調査又は審査を行うにあたっては、その委員会の専門性と特性を発揮させるよう努めなければならない。
- ③委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように委員会を運営しなければならない。

2. 福島市議会の状況

□福島市委員会条例

(委員長の議事整理権・秩序保持権)

第 11 条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第 12 条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。

(招 集)

第 15 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

□福島市議会会議規則 (会議の開閉)

第 86 条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

3. 参考条文、参考事例等

○さいたま市 第 9 条 (委員長及び副委員長)

委員長は、調査又は審査を行う委員会の特性を発揮させるよう努めなければならない。

2 委員長は、委員会の秩序を保持し、効率的な議事の整理に努め、委員会の事務をつかさどる。

3 前 2 項の規定は、副委員長が委員長の職務を行う場合に準用する。

○所沢市 第 14 条 (委員会の運営)

委員会の委員長及び副委員長は、市民の要請に応えるため、所管委員会に係る市政の課題に対し、常に問題意識を持って委員会を運営するよう努めなければならない。

○富士市 第 14 条 (常任委員会等の活動)

常任委員会等の審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければなりません。

2 常任委員会等の委員長は議事を整理し、秩序の保持に努めなければなりません。

3 委員長報告は、委員長及び副委員長が責任を持って取りまとめ、委員長は、委員長報告の質疑に対して答弁を行うものとします。

4 常任委員会等は市民からの要請に対し、必要に応じて意見交換会等を行うように努めるものとします。